

政令第十五号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表一の項下欄中「〇・八六」を「〇・八八」に改め、同表二の項下欄中「〇・九一（第一級又は第二級）」を「〇・九二（第一級）」に、「〇・九〇」を「〇・九一」に改める。

附則第三条の二第一項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の地方公務員災害補償法施行令附則第三条第一項及び第三条の二第一項の規定は

、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた地方公務員災害補償法第二十五条第一項第三号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第一項第二号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

理由

地方公務員等の公務上の災害等に対する補償に関し、同一の事由により他の法令による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額の調整率を改定する必要があるからである。